

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年2月19日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900093号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1900056号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における標準賞与額を、平成15年12月10日は1万5,000円、平成16年7月12日は21万8,000円、平成17年7月8日は24万8,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月10日、平成16年7月12日及び平成17年7月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月10日、平成16年7月12日及び平成17年7月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における標準賞与額を、平成15年12月10日は20万3,000円に訂正することが必要である。

なお、平成15年12月10日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額1万5,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年7月12日
③ 平成17年7月8日

私は、請求期間①から③までにおいて、A事業所から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。請求期間に係る源泉徴収票及び預金通帳の写しを提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 事業主から提出された請求期間①から③までの賞与に係る給料台帳（写）及び平成16年の各月の給料台帳（写）並びに請求者から提出された預金通帳（写）により、請求者は、平成15年12月10日、平成16年7月12日及び平成17年7月8日において、A事業所から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から③までの標準賞与額については、上記賞与に係る給料台帳（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成15年12月10日は1万5,000円、平成16年7月12日は21万8,000円、平成17年7月8日は24万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から③までの賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明であると回答又は陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 上記の賞与に係る給料台帳（写）及び預金通帳（写）によると、請求者は、A事業所から平成15年12月10日に20万3,000円の標準賞与額に相当する賞与が支給されていたことが確認できることから、請求者の同事業所における平成15年12月10日の標準賞与額を20万3,000円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額1万5,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900098号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1900055号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成28年4月1日から同年3月1日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成28年3月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年3月1日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を、上記訂正後の平成28年3月1日から平成27年8月1日に訂正し、同年8月から平成28年2月までの標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成27年8月1日から平成28年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年8月1日から平成28年4月1日まで

私は、平成27年8月1日からA社に正社員として勤務していたが、同社における私の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が平成28年4月1日となっており、請求期間が被保険者期間となっていない。

請求期間の給与明細書(写)を提出するので、平成27年8月1日に当該被保険者資格を取得したもとして記録を訂正してほしい。

また、平成28年3月1日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険料を控除されているので、年金額に反映する記録に、平成27年8月1日から平成28年3月1日までの期間については、厚生年金保険料を控除されていなかったことは認識しているものの、給与は支払われていたので、年金額に反映しなくても、事実を即した記録に、それぞれ訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者から提出された給与明細書(写)、事業主の回答、事業主から提出された給与支給控除一覧表(写)及び労働者名簿(写)並びに雇用保険の加入記録により、請求者は、請求期間においてA社に勤務し、同社から給与の支払を受けていたことが認められる。

2 請求期間のうち、平成28年3月1日から同年4月1日までの期間については、上記の給与明細書(写)及び給与支給控除一覧表(写)により、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成28年3月の標準報酬月額については、上記の給与明細書(写)、給与支給控除一覧表(写)及び事業主の回答並びに日本年金機構の回答により認められる当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月(資格取得時)の報酬額に基づく報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成28年3月1日から同年4月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成27年8月1日から平成28年3月1日までの期間については、上記の労働者名簿(写)及び事業主の回答により、請求者のA社における正社員としての雇入日は平成27年8月1日であることが確認できる上、上記の給与明細書(写)及び給与支給控除一覧表(写)並びに事業主の回答から、請求者は、当該期間において厚生年金保険の被保険者要件を満たし、当該期間に係る報酬が事業主により支払われていたことが確認できる。

一方、上記の給与明細書(写)、給与支給控除一覧表(写)及び事業主の回答により、請求者は、平成27年8月1日から平成28年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成27年8月1日であると認められ、平成27年8月から平成28年2月までの標準報酬月額については、本来の報酬月額から、18万円とすることが必要である。

なお、平成27年8月1日から平成28年3月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。